

令和6年度 鹿骨地域農の風景育成地区の取組促進支援業務委託

企画提案書募集要項

令和6年6月

江戸川区

1. 募集の概要

標記業務の受託者を募集します。受託者の選定については、公募型簡易プロポーザル方式を採用し、書類審査及び実務担当予定者からのプレゼンテーションにより選定します。

2. 委託件名

令和6年度 鹿骨地域農の風景育成地区の取組促進支援業務委託

3. 委託期間

契約の締結日から令和7年3月15日まで。業務執行実績等により令和7年度までの業務継続をする場合があります。

4. 提案内容

令和4年に実施している農の風景育成ワークショップを踏まえ、令和5年4月に東京都から農の風景育成地区の指定を受けた鹿骨地域（以下、「本地域」という。（別紙1）区域図参照）において、地域の魅力を活かしたまちづくりを地域連携により推進する為、農を守る機運の醸成、ワークショップで出たアイデアの実行、将来地域でまちづくりを担う為の人材や団体の育成などについて企画提案をしていただきます。

本業務は2年間の業務継続を前提としており、地域の魅力を活かしたまちづくりの取り組みを、地域との連携により推進する団体の設立を目標として想定しています。

本業務における受託者としての役割を明確にした上で、令和6年度～令和7年度の2か年を想定し、下記の内容に沿って企画提案書を作成してください。

提案内容によっては、委託仕様書に反映する場合があります。

なお、参加表明書提出の際に、本地区の概要資料を貸出いたします。この内容をふまえた計画を想定していますが、より良い方策がある場合はご提案ください。

<企画提案書の構成>

- ① 目標達成に向けた取組方針
- ② 地域連携の推進
- ③ 農を活かした取り組みの提案
- ④ 民間ノウハウの活用
- ⑤ 2年間の工程計画・実施体制

※③については具体的な事例を交えながら、鹿骨で展開する際の考え方などに留意して資料を作成してください

★令和4年度に行っている農の風景育成ワークショップで出たアイデアや、令和5年度に行った取組などは、区公式ホームページに掲載していますので参考にしてください。

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e016/toshikeikaku/keikan/keikan_workshop/nou_hukei_ws.html

5. 業務内容

(別紙2) 委託仕様書(案) 参照

6. 予定金額

上限金額 9,966,000 円(消費税相当額を含む)

予定金額は、令和6年度発注金額の上限です。令和6年度上限金額には、本業務委託を行うに当たり、必要な経費のすべてを含むものとします。

7. 応募条件

(1) 本募集要領公表日から契約締結日までの間に、次に掲げる要件を満たしていることとします

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)の第167条の4の規程による欠格条項に該当していないこと。
- ② 江戸川区登録業者の有無は問いません。ただし、本募集要領公表日から契約締結日までに本区の指名停止の措置を受けていないこと。
- ③ 企画提案書等の提出期間において、経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等)でないこと。
- ④ 直近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置期間中でないこと。

(2) 受託者は代理人、管理技術者及び主担当技術者を選任することとします。

8. 質疑書の提出

質問がある場合は、質疑書(様式1)を提出してください。

(1) 提出期限：**令和6年6月13日(木)12時まで**

質問を受信後、送付元へ受信確認のメールをお送りします。提出期限までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話での連絡をお願いします。

(2) 提出方法：電子メールとします。なお、電子メール以外での方法や質疑書提出期間外の質問は受付しません。

(3) 質疑回答：質問及び回答は随時ホームページに掲載します。ただし、質問のあった事業者名は非公表とします。

9. 参加表明書の提出

本プロポーザル参加希望者は、参加表明書（様式2）を提出してください。

（1）提出期限：令和6年6月11日（火）12時まで

参加表明書受理後に表明書記載の連絡先に確認のメールをお送りします。
提出期限までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話で
ご連絡願います。

（2）提出方法：電子メールとします。なお、電子メール以外の方法による提出は不可 とします。

10. 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次のとおりです。

（1）提出期限：令和6年6月26日（水）12時まで

（2）提出場所：都市開発部 都市計画課 都市計画係窓口（7番）

（3）提出方法：持参または郵送とします。提出書類が提出期限までに提出されない場 合は、失格とします。持参する場合は、提出する日時を提出日の前日 までに電話またはメールでご連絡ください。

11. 提出書類

提出書類は次に掲げる書類とします。

（1）提案書一式

①表紙（A4版 様式及び縦横自由）

②企画提案書（A4版 片面使用 様式及び縦横自由。ただし、工程計画のみA3
版の使用を可能とします。最大10ページ。）

③実施体制書（様式3） ※社名は記載しないこと。

④受託実績書（様式4）

⑤受託見積額総括書、見積金額総括書及び内訳書（様式5～5-6）

【綴じ方】

・上記①～⑤（表紙に社名記載あり、⑤受託見積額総括書に社名記載+押印）

ホチキス止め 1部

・上記①～⑤（表紙のみ社名記載あり）クリップ止め 4部

・上記①～⑤（表紙に社名記載なし）ホチキス止め 6部

※ホチキス：A4縦版の場合は左側、横版の場合は上側に2箇所。

※クリップ：いずれかの場所に1箇所

（2）実施体制書及び受託実績書に記載した本業務と類似した業務の受託実績を確認で きる契約書の鑑及び仕様書の写し：

1部（A4版 両面使用可）

(3) 提案書一式のPDFデータ（表紙は社名入り）：

1枚（CD-RまたはDVDメディア。ディスク表面に委託件名及び社名がわかるようにすること。）

12. 提出書類の留意事項

- (1) ファイリング、背表紙、インデックス等は不要です。（紙のみにしてください）
- (2) 公平・公正な審査を確保するため、匿名審査とします。そのため、所定箇所以外に事業者名、担当者名等を記載しないでください。なお、社名等が判明した場合は審査を無効とする場合があります。
- (3) 提案書は原則 11 ポイント以上の文字の大きさとし、読み取りやすいようにしてください。
- (4) 提出書類は日本語で作成してください。

13. 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類の著作権については、各々の作成業者に帰属するものとしますが、公表・展示、その他の理由で区が必要と認めるときには、区はこれを無償で使用できるものとします。また、提出書類は、理由を問わず返却しません。
- (2) 提出書類作成に要する費用及び本事業参加に要する費用は、参加者負担とします。
- (3) 提出書類は選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

14. 選定方法

提出された「企画提案書」を用いて、審査委員会が提案内容の優劣を「審査基準（別紙3）」に基づき評価し、算出した総合得点により最優秀提案者及び次点者を決定します。

なお、審査は公平・公正を確保するため匿名とし、「11. 提出書類」は事業者名、担当者名等が

特定できないようにして下さい。

審査結果は、対象事業者に対して個別に通知します。なお、選定結果の詳細（各事業者の得点等）に関しては、非公表とします。

選定スケジュール（予定）

日程		項目
令和6年6月	5日(水)	募集開始
	11日(火)	参加申込書の受付締切り
	13日(木)	質問書の受付締切り
	18日(火)	質問書に対する回答
	26日(水)	企画提案書の受付締切り
令和6年7月	1日(月)	審査委員会（書類審査）
	2日(火)	審査結果通知、受託予定事業者公表

15. 結果の公表

審査を実施した事業者の中から最優秀提案者及び次点者を決定し、全事業者に採否に関わらず通知（一次、二次とも文書発送）します。また、最優秀提案者及び総合点をホームページに掲載します。なお、選定結果の詳細（審査内容・選考過程等）についての問い合わせまたは選定結果についての異議申し立ては受け付けません。

16. 契約内容の調整等

委託業務の仕様は、事業者の提案内容をもとに、担当課と最優秀提案者間で調整を行って決定します。また、本委託提案内容は本委託契約条項の一部と見なします。

なお、協議が不調となった場合は、次点者と協議を行います。

17. 決定の取り消し

次に掲げる事項を満たさない場合は最優秀提案者決定後であっても、その決定を取り消す場合があります。

- (1) 事業者が「7. 応募条件」の条件を満たさなくなった場合
- (2) 提案資料等に虚偽の記載又は内容に重大な誤りがあった場合

18. 辞退について

企画提案書の提出締切りまでは辞退をすることができます。辞退に関する届出の様式は自由です。

また、企画提案書の受付締切り期日までに提出が無かった場合も辞退とみなします。

19. その他

- ・ 予算不成立の場合、本件委託業務はなかったものとします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の状況により、本募集要領に記載のスケジュール及び審査方法等に変更が生じる可能性があります。その際、プロポーザルの進捗状況に応じて、関係する事業者に変更内容をお伝えします。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症対策については、収束の時期が未定である点や対策内容に変更が生じる可能性が十分に想定されるため、契約内容の変更を行うことがあります。
- ・ なお、これらの場合においても、本プロポーザルに要した費用について、江戸川区に請求することはできず、プロポーザル参加者の負担とします。

<担当課・提出先>

江戸川区 都市開発部 都市計画課 都市計画係

住所：江戸川区中央1-4-1（江戸川区役所 第三庁舎）

電話：03-5662-6369（直通）

FAX：03-5607-2267

E-mail：toshikeikaku@city.edogawa.tokyo.jp